

諮問番号：令和5年度諮問第12号
答申番号：令和5年度答申第27号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年4月9日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、令和2年10月に交通事故に遭遇して〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A」という。）により入院し、同年12月に退院する迄の期間に〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「B症」という。）を発症し、この部位の手術をしなければならないことになり、令和3年の初めから医療機関で同部位の手術の為の検査を受け、同年2月に結果を教わることになっていたところ、審査請求人の体調の不調により、検査結果の受診に行けず、また、Aの経過並びにB症の状態の各不調により、今現在B症の手術が出来ていないものである。

そこで、今後はAの治療をしつつ、B症の手術を受ける決意である。

しかし、現在は、生活保護申請却下されており、このままでは双方の治療を行うことは到底できない。現在、審査請求人の預貯金残高が、最低生活費に達しているとしても、審査請求人は、今後の入院治療費が不足するであろうことを懸念している。

審査請求人は、処分庁のケースワーカーに先般文書により、審査請求人が令和3年3月29日に行った生活保護開始申請（以下「本件申請」という。）は一時的に中断をして、手術の為の入院ができる状態になった際に審査請求人から当該ケースワーカーに申し出るので、その時まで処分通知はしないでほしい旨申し出ている。にもかかわらず、本件処分の通知がなされた。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、本件申請について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、審査請求人世帯の〇〇〇〇銀行（以下「C銀行」という。）の預貯金額が本件申請の時点で434,000円あり、審査請求人世帯の最低生活費111,320円を上回っているため、法第8条によれば保護が必要であると認められないとして、令和3年4月9日付けで本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 次官通知第8の1(4)のとおり、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとされている。

審査請求人は処分庁に対し、審査請求人の資産は現金800円である旨申告したが、処分庁は審査請求人から、審査請求人が令和3年1月に保護の開始申請（以下「前回申請」という。）を行った際に判明したC銀行の口座残高（368,000円）について、ほとんど使わずに残っていることを聞き取ったことが認められる。

また、処分庁の調査により、本件申請の時点において、審査請求人のC銀行の口座残高が434,000円であることが判明したことから、処分庁は、その状況を踏まえ、要否判定を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、必要な調査を行い、審査請求人のC銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第8の1(4)に照らし、処分庁の手續に不合理な点は認められない。

(3) なお、処分庁は、審査請求人は要介護3の認定を受けていることから、審査請求人に算定すべき冬季加算は2,630円ではなく、3,420円であり、要否判定書に記載された冬季加算の額に誤りがあるが、審査請求人のC銀行の口座残高が審査請求人の最低生活費を上回っていることから、審査

請求人に保護が必要であると認められないと主張している。

次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（1）ア及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の間29の答のとおり、重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者に対しては、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている。

処分庁は、審査請求人の冬季加算額を2,630円と算出し、審査請求人の最低生活費を126,882円として要否判定を行ったことが認められる。

本件事件記録から、審査請求人に対し、冬季加算の特別基準を設定する理由は、判然としないものの、仮に処分庁が主張するとおり、冬季加算の特別基準を設定する必要があるとした場合、要否判定書に記載された審査請求人の最低生活費には誤りが認められる。

しかしながら、審査請求人に冬季加算の特別基準を設定する必要があったとしても、本件申請の時点におけるC銀行の口座残高は434,000円であり、審査請求人の収入充当額は、冬季加算の特別基準を設定した審査請求人の最低生活費を上回っていることが認められる。

したがって、要否判定書における審査請求人の最低生活費の記載に誤りが認められるが、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものでないことから、本件処分を取り消すほどの瑕疵であるとまではいえない。

ただし、処分庁においては、保護の要否判定を行うにあたって、適切な最低生活費を算定すべきであり、今後同様のことが無いよう留意すべき旨付言する。

なお、審査請求人は、審査請求人の預貯金残高が審査請求人の最低生活費に達していたとしても、今後の入院治療費が不足することを懸念しており、本件申請を却下されたままではA及びB症の治療をすることができない旨主張するが、処分庁は、処分庁の所管区域内の非課税世帯の高額療養費の自己負担限度額を審査請求人の最低生活費に含めた上で、要否判定を

行っていることが認められ、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) また、冬季加算の額に誤りがある要否判定書における審査請求人の最低生活費欄には、126,882円との記載がある一方、本件処分の通知書には、「あなたの世帯の最低生活費111,320円」との記載があり、本件処分の通知書に記載された最低生活費は、要否判定書における最低生活費よりも更に減額された最低生活費が記載されていることから、冬季加算の特別基準を設定した場合の金額とも考えにくく、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りが認められる。

しかしながら、審査請求人の収入充当額が審査請求人の最低生活費を上回っていることには変わりはなく、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費に誤りがあることが、審査請求人の保護の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないことから、本件処分の通知書の決定理由に誤りがあるが、本件処分を取り消すほどの瑕疵であるとまではいえない。

処分庁においては、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、適切な表記を行うべきであり、今後、同様のことが無いよう留意すべき旨付言する。

- (5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を一時的に中断してほしい旨主張するが、法第24条第5項のとおり、保護の開始申請があったときは、申請のあった日から14日以内に保護の要否等を決定しなければならないとされていることから、本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

- (6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年 9月12日	諮問書の受領
令和5年 9月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月3日 口頭意見陳述申立期限：10月3日
令和5年10月12日	第1回審議
令和5年11月13日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第24条第5項は、保護の実施機関が行う保護の開始申請に対する通知について、「(前略)申請のあった日から14日以内にしなければならない。(後略)」と定めている。
- (4) 法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関(中略)は、保護の決定若しくは実施(中略)のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき(中略)銀行、信託会社(中略)に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者として第1号及び第2号を定めている。そのうち第1号は、「要保護者(中略) 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況(後略)」と定めている。
- (5) 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の別表第1の第1章は、年齢別地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁の所轄区域内の本件処分時における居宅基準による審査請求人世帯(1人世帯)の生活扶助の額は、71,900円である。また、処分庁の所轄区域内の本件処分時における居宅基準による一人世帯の冬季加算額は、2,630円である。
- (6) 次官通知第8の1(4)は、「収入の認定にあたっては、(中略)当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。
- (7) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、(中略)認定した収入(中略)との対比によって決定すること。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年3月29日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の一人世帯として保護の開始を求める本件申請を行った。

本件申請において添付された「資産申告書」には、現金800円を所有する旨及び預貯金先としてC銀行の名のほか2つの金融機関名が記載されている。

また、同日の受付面接記録票の別紙には、「(その他連絡事項) 本年1月申請〔前回申請〕に判明した(中略)〔C銀行〕の残高(368,000円)については、ほとんど使わずに残っていると聞き出すことができました。(後略)」と記載されている。

- (2) 令和3年4月1日付けで、処分庁が、C銀行に対して法第29条に基づく調査として、審査請求人の預貯金の有無を照会したところ、同月5日付けで、C銀行から回答書(以下「C銀行回答書」という。)が提出された。

C銀行回答書には、本件申請の時点における通帳の残高が434,000円である旨が記載されている。

- (3) 令和3年4月2日、処分庁は審査請求人からの文書を収受した。

当該文書には、前回申請が預貯金残高を規定よりも多少多額だったことを理由として却下されたことから、本件申請も同じ決定がされると駄目であるとして、同日に持参する約束をした預貯金残高の提示は、一時保留してほしい旨が記載されている。

- (4) 令和3年4月9日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の会議記録票には、ケースの状況及び経過を記載する欄に、「(前略) 令和3年1月28日(中略)〔処分庁〕で保護申請するも最低生活費を上回る(中略)〔C銀行〕残高があることから申請却下となる。(中略)〔C銀行〕より法29条照会の回答あり。保護申請時点(R3.3.29)での残高が434,000円であることを確認した。(後略)」と記載されている。

決定(決裁)年月日が令和3年4月7日の要否判定書には、「否」、「最低生活費及び医療費 最低生活費 生活費 年齢 75 性別 男 第1類 43,010 計 43,010円 第2類 28,890円 冬季加算 2,630円 生活費 74,530円 住宅費 36,000円 その他(国民健康保険料) 1,352円 医療費見込(月額) 15,000円 最低生活費合計 126,882円」、「収入合計 434,000円」と、欄外に「医療費見込みは、(中略)〔処分庁を所管する自治体名〕の非課税世帯の高額医療費の自己負担限度額を記載。」、「(中略)〔C銀行〕残高 434,000円」と記載されている。

- (5) 令和3年4月9日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行っ

た。

本件処分のお知らせには、却下の理由として、「(前略) [本件申請] について、(中略) [次官通知] 第10に基づき生活保護が必要か否かの判定を行ったところ、あなたの(中略) [C銀行] の貯金額が申請日時時点で434,000円あり、あなたの世帯の最低生活費111,320円を上回っているため、生活保護法第8条によれば保護が必要であると認められないことから、保護の申請を却下します。」と記載されている。

(6) 令和3年4月14日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記1(4)のとおり、法第29条第1項柱書は、「保護の実施機関(中略)は、保護の決定若しくは実施(中略)のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき(中略)銀行、信託会社(中略)に、報告を求めることができる。」とし、次の各号に掲げる者のうち第1号は、「要保護者(中略) 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況(後略)」と定めている。

また、前記1(6)のとおり、次官通知第8の1(4)において、要保護者が保護の開始を申請した際の収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとしている。

(2) 前記2(1)から(5)のとおり、審査請求人は、令和3年3月29日に審査請求人の資産は現金800円である旨申告し、本件申請を行ったが、処分庁は、法第29条に基づく調査を実施し、C銀行回答書において、本件申請の時点における審査請求人の預貯金残高が434,000円であることを確認したことから、当該預貯金を審査請求人の資産と判断し、当該預貯金が審査請求人世帯の最低生活費126,882円を上回る額であるため、法第8条により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

また、前記2(1)のとおり、処分庁は審査請求人から本件申請の受付面談において、前回申請時のC銀行の口座残高(368,000円)についてはほとんど使わずに残っている旨を聴き取ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の資産状況について、法第29条に基づいて必要な調査を行い、審査請求人のC銀行の口座残高を把握していることから、次官通知第8の1(4)に照らして、処分庁の手續に

不合理な点は認められない。

- (3) また、前記1(7)のとおり、次官通知第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

前記2(2)のとおり、処分庁が行った要否判定において、本件申請の時点における審査請求人のC銀行の口座残高が434,000円あることから、審査請求人の収入充当額(口座残高)は、審査請求人の最低生活費である126,882円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯の最低生活費と収入充当額とを対比した要否判定の結果、審査請求人に保護が必要であるとは認められないとした処分庁の判断には、不合理な点は認められない。

- (4) 次に、審査請求人は、審査請求人の預貯金残高が審査請求人の最低生活費に達していたとしても、今後の入院治療費が不足することを懸念しており、本件申請を却下されたままではA及びB症の治療をすることができない旨主張するが、前記2(4)のとおり、処分庁は、処分庁の所管区域内の非課税世帯の高額療養費の自己負担限度額を審査請求人の最低生活費に含めた上で、要否判定を行っていることが認められる。そうすると、処分庁は、本件申請に係る要否判定において、本件申請の時点で審査請求人の入院治療にかかる費用も踏まえて最低生活費を算出しているといえることから、処分庁の取扱いに取り消すべきほどの不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

- (5) なお、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を一時的に中断してほしい旨主張するが、前記1(3)の法第24条第5項のとおり、保護の開始申請があったときは、申請のあった日から14日以内に保護の要否等を決定しなければならないと定められていることから、処分庁が本件処分を行ったことに不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

- (6) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分における処分庁が行った要否判定について疑義があるため、以下、付言する。

処分庁は、審査請求人の冬季加算額を2,630円と算出し、審査請求人の最低生活費を126,882円として要否判定を行ったことについて、本件審査請求の審理手続において処分庁が提出した弁明書において、審査請求人は要介護

3の認定を受けていることから、審査請求人に算定すべき冬季加算は2,630円ではなく、3,420円であり、要否判定書に記載された冬季加算の額に誤りがあるが、審査請求人のC銀行の口座残高が審査請求人の最低生活費を上回っていることから、審査請求人に保護が必要であると認められないと主張している。

一方で、処分庁が冬季加算の額に誤りがあるとする要否判定書における審査請求人の最低生活費欄には、126,882円と記載されているにもかかわらず、本件処分の通知書には、「あなたの世帯の最低生活費111,320円」との記載があり、本件処分の通知書に記載された最低生活費は、要否判定書における最低生活費よりも更に減額された最低生活費が記載されていることから、冬季加算の特別基準を設定した場合の金額とも考えにくく、本件処分の通知書に記載された審査請求人の最低生活費は誤っていると考えざるを得ない。

確かに、かかる最低生活費の算出誤りによっても、審査請求人のC銀行の預貯金残高(収入充当額)が審査請求人の最低生活費を上回っていることに変わりはなく、本件申請の要否判定の結果に影響を及ぼすものではないものの、前記第5の1(4)の次官通知第10に示されているとおり、最低生活費の額は、保護の要否を判定する際の基準となるものであるから、金額の多寡に関わらず、重大な誤りであると言わざるを得ない。

処分庁は、保護開始申請に対する処分を行うにあたって、正確な処分の理由を要保護者に示すべきであるから、審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁には、今後、同様のことが無いよう留意すべきことを付言するものである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	谷口 勢津夫
委員	西上 治
委員	濱 和哲